

## 龍馬よさこい実行委員会 規約

(名称)

### 第1条

この会の名称は「龍馬よさこい実行委員会（以下「本委員会」という）」と称する。

(目的)

### 第2条

本委員会は、高知県の歴史、文化、自然等の資源を活用して、地域産業振興、交流振興、文化振興等の地域の活性化及び会員相互間の交流を推進、意識の向上を図り、社会貢献に繋がる活動を実践する事を目的とする。

(事業)

### 第3条

本委員会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 前述の目的に即したイベントの企画、実施、情報発信等に関する事業
- (2) 関係機関及び団体等との情報交換、連絡調整
- (3) 会員相互間の交流を推進し、意識の向上に必要な研修会の企画、開催
- (4) その他、目的達成の為に必要と思われる事業

(会員)

### 第4条

本委員会の会員は次の通りとする。

- (1) 前述の目的に賛同して登録した個人および法人
- (2) その他前述の目的に賛同し本委員会委員会で認めた団体等

(入会及び退会)

### 第5条

会員として本委員会に入会しようとする者は、会員の推薦を得て、入会申込書を委員長に提出し、委員長の承認を受けなければならない。

- 2 委員長は入会の承認にあたり、必要に応じて臨時総会を招集し意見を求めることができる
- 3 退会しようとするものは、委員長に退会届を提出しなければならない
- 4 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとみなす

(除名)

### 第6条

会員が本委員会の名誉を毀損し、本委員会の目的に反する行為、又は本委員会の秩序を乱したときは、総会において、会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第7条

本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は総会において選任する。
- 3 副委員長は委員長の互選とする。

(役員職務)

第8条

委員長は、本委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(役員任期)

第9条

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条

総会は、本委員会の事務の管理及び執行についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、委員長がこれを招集する。
- 3 委員長は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第11条

委員長は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

- 2 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条

本委員会の事務局は委員会で協議の上、高知市内に置く。

(規約の改廃)

第13条

この規約の改廃は、第10条第5項の規定にかかわらず、総会において会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(その他)

第14条

この規約に定めるもののほか必要な事項については、委員長が定める。

附則 この規約は、平成21年10月14日から施行する。

平成22年8月21日改定